

「四日市市市民活動総合保険」制度のポイント

四日市市では、市民の皆さんが安心して活動できるよう、市民活動中などにけがをした場合や、他人の持ち物を壊してしまった場合に対する補償制度を設けています。

市が保険会社と契約して、保険料を負担しているため、保険料はかかりません。

対象となる主な活動

自治会などの市民団体が計画的に行う地域社会活動

例えば、次のような活動が対象となります（準備・後片付け含む）

- 地域をきれいにする活動（町内清掃、ごみ当番など）
- 安全・安心を高める活動（防犯、見守り活動、防災訓練など）
- 福祉活動（高齢者サロン、子ども会行事など）
- 地域住民のつながりをつくる活動（運動会、夏祭りなど）

加入手続きは
不要です



このほか、地域社会活動にはさまざまなものがあります。

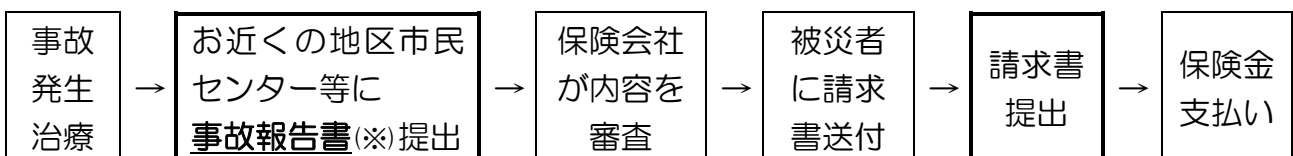
実際に、活動中にけがを負った、事故が発生した、熱中症になったなどの際に、その活動が、補償対象になるかどうか分からない場合は、受診や治療後に、お近くの地区市民センターもしくは、市民協働安全課までお問合せください。

対象となる方

上記活動に従事または参加する人（単なる来場者、見物人等は対象外です）

手続きの流れ

〈事故の内容を審査した結果、保険が適用されない場合もあります〉



※事故報告書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

「四日市市市民活動総合保険」で検索してください。



【問い合わせ先】

四日市市役所 市民協働安全課

電話 059-354-8179（平日 8:30-17:15）

補償内容

【賠償責任事故補償】 <他人にけがをさせた、他人の持ち物を壊したなど>

種類	内容	補償限度額
身体賠償	他人にけがをさせてしまったとき	1名あたり 5,000万円 (1事故あたり 1億円)
財物賠償	他人(第三者)の持ち物を壊したり、無くしたりしたとき	1事故あたり 2,000万円
保管物賠償	預かり品などを壊したり、無くしたりしたとき	1事故あたり 100万円

【傷害事故補償】 <活動中に自身がけがをした>

種類	内容	補償金額
死亡	活動中に被った身体傷害を直接の原因として死亡したとき	500万円 (熱中症、食中毒の場合 300万円)
後遺障害	活動中に被った身体傷害で後遺障害が生じたとき	傷害の程度により 15~500万円 (熱中症、食中毒の場合 9~300万円)
入院	活動中に被った身体傷害(熱中症、食中毒を含む)で入院・通院の必要が生じたとき	1日あたり 3,000円 (初日から 180日を限度)
通院		1日あたり 2,000円 (初日から 180日以内の間で 90日を限度)
疾病	活動中に突発的に発症した疾病により死亡したとき	1名 50万円

よくある質問

Q. 対象外の例を教えてください。

A. 故意、災害、自動車により引き起こされた事故、神社やお寺がないと成り立たないまつり等の宗教行事、競技を目的としたスポーツ活動、個人で行っている活動は補償対象外です。また、参加者本人が報酬をもらって行う活動も対象外となります。また、対象となる活動であっても、接骨院を受診された場合は原則補償対象外です。

Q. 活動への行き帰りも対象になりますか。

A. その活動に事前に行くことが分かっている場合は対象です。ただし、寄り道をしている場合は対象外です。(活動場所・事故現場などを記した地図をご提出いただきます)

Q. 団体としてかけている保険と併用はできますか。

A. 併用してお使いいただけます。(ただし、市からの補助金などを使って加入している保険との併用はできません。)